

第 3 次中野市総合計画

基 本 構 想

(素案)

中 野 市

第1章 総合計画のあらまし

1. 総合計画策定の趣旨

総合計画は、総合的かつ計画的に市政を運営するための長期的なまちづくりの指針です。

また、全ての施策を網羅した市の最上位の計画であり、各分野における個別の計画や施策に方向性を与え、一体性を確保しながら、将来の都市像の実現に向けて、市民の皆さんとともに取り組んでいくものとなります。

そのため、第3次中野市総合計画（以下、本計画）は、市の立場で読むと、行政の経営資源を「どのような理由で」、「何に」投入し、成果をあげるために「いかに」取り組むのかがわかるように記載されています。また、市民の立場で読むと、「何を目指して」、「どんな協力が必要なのか」がわかるように記載されており、共創のまちづくりの羅針盤としても活用できるようにしています。

上記の役割を果たすため、本計画は、

- （１）目標を市民と共有することができる、わかりやすい計画
- （２）将来の社会経済環境の変化に対応する、戦略的な計画
- （３）財政状況の変化に対応する、効率的で実効性のある計画
- （４）誰もが計画の達成度を評価しやすい計画
- （５）国・県の政策と整合性のとれた計画

という視点に留意して策定しています。

本市では、本計画を活用し、行政評価の取り組みにより適切に進行管理を行いながら、市民の皆さんとともに、より魅力のあるまちづくりを進めていきます。

2. 総合計画の構成と期間

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。それぞれの計画の目的、期間は次のとおりです。

①基本構想

「基本構想」は、長期的な視点に立ち、本市のまちづくりの基本理念や目指すべき都市像、その実現に必要な施策展開の大綱を定めるものです。令和8年度（2026年度）を初年とし、令和15年度（2033年度）を目標年次とする8か年の構想としています。

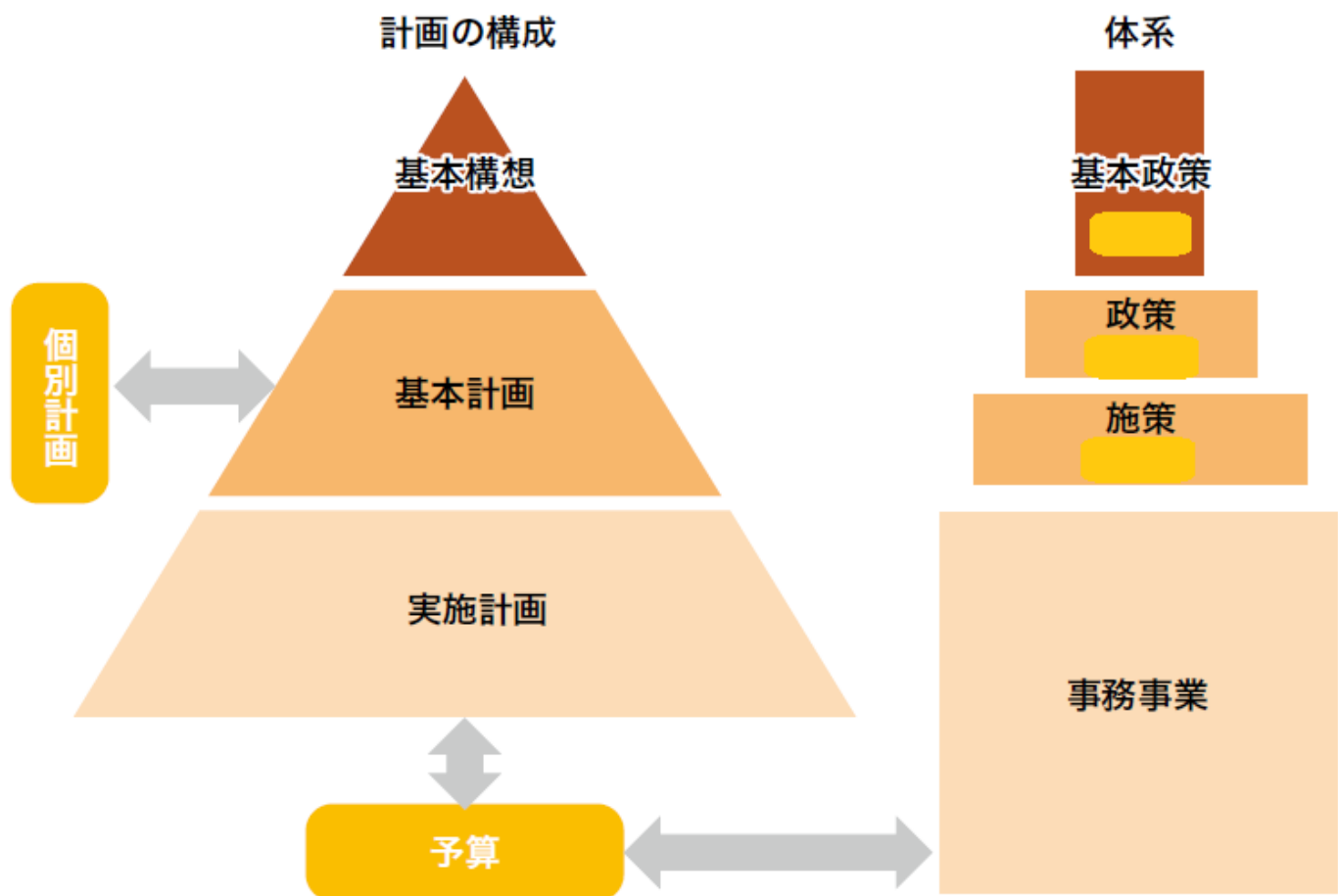
②基本計画

「基本計画」は、「基本構想」を具現化し、本市の目指す将来像の実現のために必要な施策や課題、基本的な方向を体系的に整理し、具体的な施策を示すものです。計画期間は、市長の公約等の反映や、先の見通せる期間とするため、前期・後期の4か年ずつとし、必要に応じて改訂します。

③実施計画

「実施計画」は、「基本計画」に定められた施策を、計画的かつ効率的に実施するための具体的な事業計画で、毎年度の予算編成の指針となるものです。計画期間は、3か年とし、毎年度見直しを行い、計画の実効性を高めます。

年度 (西暦)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
基本構想	第3次基本構想(8年間)							次期策定
基本計画	前期(4年間)				後期(4年間)			
					次期策定			
実施計画			毎年ローリング(3年間)					
市長任期								



第2章 目指すべき将来の姿

1. 将来都市像

将来都市像は、本市が市民の皆さんとともに実現を目指す、まちの姿です。

本計画では、新市まちづくり計画（新市建設計画）で定めた将来都市像を継承し、普遍的・永続的な将来都市像の実現に向けたまちづくりを推進していきます。

将来都市像

『緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち』

将来都市像に込めた思い

- 「緑豊かなふるさと」という表現には、「故郷（ふるさと）」の歌に代表される恵まれた自然環境と景観を大切に、自然との共生を根幹として充実した人生を送るという意味が込められています。
- 「文化が香る」という表現には、本市出身の国文学者「高野辰之」、作曲家「中山晋平」、「久石譲」などの文化人や音楽、土びなや各地に伝わる民俗芸能など伝統文化を受け継ぎ、郷土の誇りを大切にする心を育てるとともに、住民同士が交流していくという意味が込められています。
- 「元気なまち」という表現には、この地に住み、働き、勤勉と努力で新しい価値を創造し、自助自律の未来を築きながら、元気に歌声を合わせるように協力し合うという意味が込められています。

新市まちづくり計画（新市建設計画）より

2. 目標人口

中野市人口ビジョンを踏まえ、目標年次 令和 15 年度（2033 年）の目標人口を

37,500 人以上 とします。

第3章 まちづくりの方向性（政策の大綱）

将来都市像の実現に向けて、次のとおり具体的な政策分野の基本方向を明らかにし、計画的かつ総合的なまちづくりを推進します。

6つの『 New（新たな） N a k a n o 』をめざして

将来都市像 『緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち』の実現に向けては、さまざまな視点、分野、これまでの取り組みなどを踏まえつつ、市民・企業など多くの方々の参画を得ながら総合的に進めていく必要があります。

こうした、総合計画としての位置づけ・役割を踏まえつつ、地域を取り巻く現状・課題や時代背景などにに基づき、新たな中野市へとステップアップしていくための6つの政策分野を位置づけ、『 New（新たな） N a k a n o 』として、分野それぞれの大綱＝将来に向けた方向性を示すものです。



新しい時代をみんなで切り拓く
中野市らしい成長をめざす
「New N a k a n o」
イメージ

■ 「New N a k a n o」 ～ 6つのまちづくり視点

まちづくり視点・テーマ = 基本政策	行政分野区分
NN1 「未来のふるさとを担う子どもたちを育むまちづくり」	子育て・学校教育
NN2 「支えあい健やかに暮らせる健康長寿のまちづくり」	健康・福祉
NN3 「にぎわいと活力あふれるまちづくり」	産業・雇用
NN4 「ふるさとを学び育つ文化のまちづくり」	文化・生涯学習
NN5 「安心・安全な住みよいまちづくり」	定住環境
NN6 「市民参加と協働のまちづくり」	協働・行政経営



基本政策 1 未来のふるさとを担う子どもたちを育むまちづくり(子育て・学校教育)

課題	・ 少子化の時代にあつて、中野市の出生数が減少を続ける中、未来のふるさとを担う子どもたちが健やかに生まれ、安心して家庭や地域で子育て・子育てができ、子どもとともに親たちも成長していくための支援が求められています。 ・ 未来の社会をたくましく生きていくことができる「豊かな心」、「健やかな体」、「確かな学力」を育むバランスのとれた教育を推進することや、家庭・地域・学校が連携し、まち全体で協力して子どもを育てていく取組が求められています。
----	--

大綱	安心して結婚・出産・子育てしやすい良質な環境を整え、子育て世帯に選ばれるまちづくりを推進し、子育て・子育て支援の充実に努めます。 家庭・地域・学校がともに手を携え、子どもの成長を支えることで、子育て世帯や周囲の人々もいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。 学校教育では、子どもたちがものや人とかかわりながら意欲を持って学び、ふるさとへの愛着と豊かな社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長できる教育を充実していきます。
----	---



基本政策 2 支えあい健やかに暮らせる健康長寿のまちづくり(健康・福祉)

課題	・ 健康は、市民すべての願いであり、日々の健康づくりや安心して医療が受けられる体制の確立、健康寿命の延伸などが重要となっています。 ・ 多様性が求められる時代にあつて、高齢者や障がい者など、誰もが地域で安心して暮らせるよう、みんなで支えあう地域福祉を推進することが求められています。
----	---

大綱	健康は、市民一人ひとりにとってかけがえのない財産であり、幸せな生活を営むための基本となるものです。市民一人ひとりが健康であることは、まち全体の健康にもつながるものです。 全ての市民が、地域で支えあいながら、生涯にわたっていきいきと健康に暮らすことができるよう健康長寿のまちづくりを推進します。 高齢者がいきいきと暮らすことができるよう、自らがフレイル予防に取り組み、生きがいを持って地域で活躍できる環境の整備に努めます。 また、必要とする健診が受けられること、安心して医療が受けられること、障がい者や社会的弱者の方々が地域の中で不安なく生活できることなど、行政と地域の関係者が支えあいながら保健・医療・福祉の取組を推進します。
----	---



基本政策3 にぎわいと活力あふれるまちづくり（産業・雇用）

課題	・ 移住・定住促進や、産業振興を支えるため、雇用確保、勤労者福祉の推進や内発的な新たな産業の創出と育成が求められています。 ・ 農業については、後継者の確保・育成や農地の保全のほか、ブランド性や6次産業化などをさらに高め、販路拡大に努めるなど、戦略的な農業振興策の継続が必要です。 ・ 商工業については、景気の低迷などにより、本市でも商店・事業所の廃業や規模縮小が見られ、地域産業の活性化や育成支援が求められています。 ・ 観光では、地域の魅力をいかした観光資源づくりを進め、交流人口・関係人口増を図ることが求められています。
----	---

大綱	国内有数の産地である菌茸類・果樹・野菜等の地場産品について広く情報発信しながら、その振興・発展を図るとともに、長い歴史の中で培われた伝統的な文化や風土、豊富な地域資源を磨き上げ、「信州なかの」ブランドの魅力を高めます。 高速道路、新幹線による商圏の拡大を最大限にいかし、企業の経営基盤の強化・安定化、企業誘致・企業立地の推進のほか、起業支援を促進します。 また、農業・商業・工業、そして観光の連携を軸に、雇用創出と地域経済の振興、移住支援の充実を図り、積極的にプロモーションすることで、にぎわいと活力あふれ、女性や若者にも選ばれるまちづくりをめざします。
----	--



基本政策4 ふるさとを学び育つ文化のまちづくり（文化・生涯学習）

課題	・ 生涯を通じた学びの場の提供や伝統文化の継承、文化とスポーツの振興など、人生を豊かにする多様な活動の推進に取り組んでいく必要があります。 ・ 貴重な文化・歴史的遺産の保護・保存に努めるとともに、その活用や啓発に取り組んでいく必要があります。 ・ 郷土が輩出した多くの文化人たちの偉業を後世に継承するとともに、文化芸術活動に市民誰もが参加できる環境づくりが必要です。
----	---

大綱	市民一人ひとりがいきいきと自由に学び楽しむことは、地域コミュニティや市全体の活力・活性化につながるものであり、余暇の過ごし方や能動的に楽しむことができる環境づくりを総合的に推進します。 中野市固有の貴重な文化・歴史的遺産の意義や重要性の啓発に努め、ふるさと中野市らしさのある学びやつながりを感じることができる機会づくりと、その活用を進めます。 中野市出身の数々の文化人やスポーツの振興に寄与した方との縁を通じ、市の魅力ある取組を国内外へ発信します。
----	---



基本政策5 安心・安全な住みよいまちづくり（定住環境）

課題	・ 全国各地において、毎年のように地震、水害などが多発し、危機管理、防災体制、消防・救急体制の充実が求められています。 ・ 市民が不安のない暮らしを送るため、交通安全・防犯対策の推進に加え、消費者・生活者の相談体制の充実を図る必要があります。 ・ 高齢化の進行等に伴い、誰もが安心して移動することのできる交通基盤の整備が求められています。 ・ 都市基盤施設の老朽化が進んでいるため、これらの適切な維持管理や長寿命化が求められているほか、集中豪雨などへの対策を進める必要があります。
----	---

大綱	行政が行う防災・減災対策に加え、市民が主体となった取組を推進し、家庭・地域・行政が互いに協力しながら、災害に強いまちづくりを進めます。 また、危機管理、消防・救急体制の充実や、交通安全・防犯対策を強化し、事故や犯罪などから市民の生命や財産を守り、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。 道路や上下水道などの都市基盤施設の適切な維持管理を進めるとともに、環境負荷を抑え、コンパクトで快適な住環境の質の向上に努めます。 また、より身近な生活道路の整備や公共交通の利用促進、駅周辺の利便性向上などにより、市民生活を支える交通ネットワークの充実を図ります。
----	---



基本政策6 市民参加と協働のまちづくり（協働・行政経営）

課題	・ 急速な少子高齢化や人口減少、国際化、情報化等の進行により、社会構造や人々のライフスタイル、価値観が大きく変化している中、多様化・複雑化する市民ニーズや地域の課題に行政のみで対応することが困難な状況となっています。このような中、すべての市民がお互いの人権を尊重し、市民自らが課題を解決する意識を持ち、まちづくりに積極的に参加することが求められています。まちづくりの主体である市民や、コミュニティ組織の核となる区、NPOをはじめとする市民活動団体などの活動をより活発にしていくためには、市民のまちづくりに対する意識を高めることで活動への参画を促進するとともに、団体の活動に対する支援をしていく必要があります。 ・ 地方自治体を取り巻く環境は厳しさを増しており、持続可能な形で次代へとバトンを継承していくことも中野市全体の大きなテーマとなっています。将来にわたり、安定的に行政運営を行い、市民サービスを提供していくためには、限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用していく必要があります。
----	--

大綱	本市に暮らす人々の基本的人権が尊重され、市民と行政の適切な役割の分担や、連携による参加と協働のまちづくりを一層推進します。 推進に向けて行政は、多様化する市民ニーズに応えつつ、市民の様々なまちづくり活動に対し、主体性を発揮できるような支援や協力関係の構築など、積極的に役割を果たしていきます。 市民と行政の良好なコミュニケーションと信頼関係に基づくまちづくりを進めるため、行政経営に関する情報の共有化を推進し、行政の透明化を図ります。また、市民の主体的なまちづくりに関する情報についても、共有化を推進します。 さらに、まちづくりにおける個別の施策や事務事業については、その目的、優先性、成果、効率性などについて、行政評価により検証し、改善等を図り、市民満足度が高い行政経営、持続可能な財政運営を推進します。
----	---

第4章 土地利用構想

土地利用構想は、社会経済情勢、本市の土地利用の状況、国・県等の土地利用施策の動向、関係法令等を踏まえた、今後の本市の適正な土地利用を促進するための基本的な方針です。

第1節 土地利用の現況と課題

本市は恵まれた自然や文化等を活用し、一体的に発展する土地利用が求められています。

また、全国的に人口が減少する時代を迎えており、土地利用の面でも、その影響を考慮しながら対応していく必要があります。

魅力ある定住条件の整備を進めるため、地域の特性をいかした計画的で個性的な地域づくりを推進する必要があります。

安全で安心できる土地利用の観点から、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を基本とし、災害危険箇所に対する安全確保や防災施設の整備、冬期間の除雪対策等を推進するとともに、交通、上下水道、電気、ガス、通信等のライフラインの確保、森林の持つ国土保全機能の向上を図るなど、安全性を総合的に高めた土地利用を進めていく必要があります。

自然と共生する土地利用の観点からは、自然環境を維持し、利用にあたっては自然環境へ配慮しながら、人と自然が共生できる持続可能な土地利用を進めていく必要があります。

農業生産の観点から、優良農地の確保や、農地の良好な管理を行うとともに、担い手への農地の集積・集約等を通じて、荒廃農地の発生防止・解消を図るなど、効率的な土地利用を進めていく必要があります。

土地の有効利用の観点からは、土地利用の高度化やコンパクトなまちづくり、歴史的風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を考慮した個性ある景観の育成を進めていく必要があります。

第2節 土地利用の状況（令和5年3月時点）

土地の利用区分			面積(ha)	構成比
自然的 土地 利用	農地		2,794.7	25.0%
		田	563.7	
		畑	2,231.0	
	森林		5,322.5	47.4%
	水面		191.3	1.7%
	その他自然地		732.7	6.5%
	計		9,041.2	80.6%
都市的 土地 利用	宅地		969.1	8.6%
		住宅用地	695.6	
		商業用地	90.0	
		工業用地	183.5	
	その他※		1,207.7	10.8%
	計		2,176.8	19.4%
	市全体			11,218.0

土地利用の状況を土地利用区分別にみると、行政区域面積 11,218ha のうち、農地、森林などの自然的土地利用が 80.6%を占め、残りの 19.4%が宅地等の都市的土地利用です。

※その他は道路用地、交通施設用地など

出典：中野都市計画基礎調査報告書

第3節 土地利用の基本理念

土地は、現在及び将来における限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤です。特に本市の恵まれた自然は、市民にとって貴重な財産であるといえます。

このため、土地利用にあたっては、先人たちの営みの蓄積の所産として存在していることを認識した上で、長期的な視点にたって、市民の理解と協力の下に、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、歴史的、社会的諸条件に配慮して、健康で文化的な住みよい生活環境の確保と、各産業分野の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、社会動向・経済動向に的確に対応した土地利用を、総合的かつ計画的に行うものとしします。

第4節 地域別土地利用の基本方向

本市の土地利用に係る地域区分は、それぞれの自然的、歴史的、社会的諸条件を踏まえ、次の5つの地域とし、それぞれ地域の特性をいかした計画的な土地利用を推進します。

ア 市街地及びその周辺地域（中野地区、平野・平岡地区の一部）

中心市街地においては、歴史、文化、伝統をいかしたにぎわい再生のための土地利用の推進を図り、周辺地域においては、東山公園をはじめとした自然環境及び歴史や文化をいかし、無秩序な開発を防止するとともに、計画的で秩序ある土地利用を推進します。

イ 南部地域（日野地区、延徳地区）

恵まれた自然環境、農村環境の中にあって、基本的には周囲の自然環境及び歴史や文化をいかし、他の観光拠点との連携を一層深め、優良農用地の保全、農村型居住環境の整備及び施設型農業を推進します。

ウ 中野平地域（平野地区、高丘地区）

信州中野インターチェンジの存在により、物流及び人々の交流拠点としても機能しており、今後も、インターチェンジに近い立地条件をいかした土地利用が進むものと考えられるため、開発にあたっては、土地利用の機能分担を明確にし、優良農用地の保全や周辺環境に配慮しながら、計画的で秩序ある土地利用の誘導、規制を推進します。

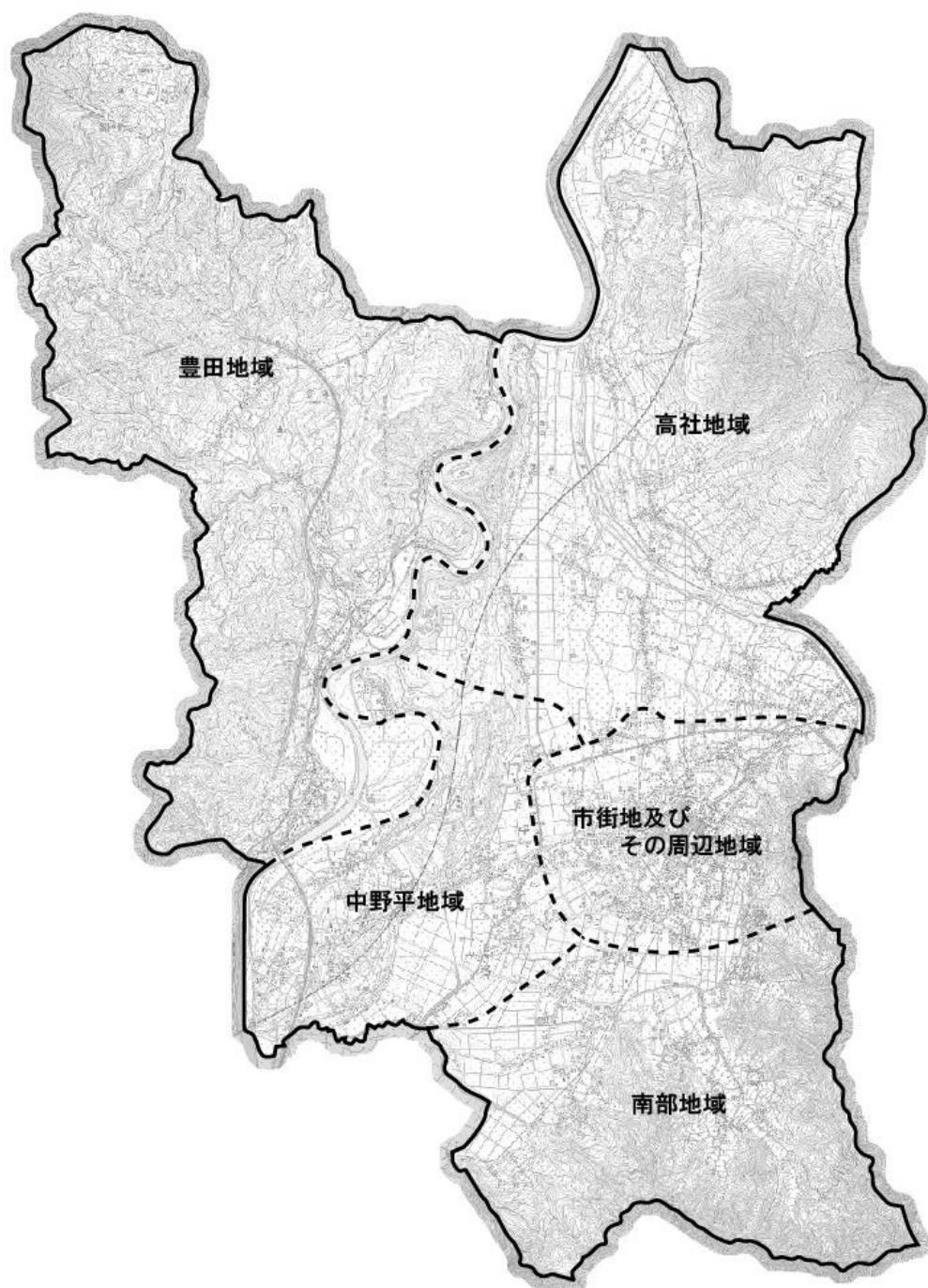
エ 高社地域（長丘地区、平岡地区、科野地区、倭地区）

恵まれた自然環境及び優良農用地の維持・保全に努めつつ、良好な農村型居住環境の形成をめざした土地利用を推進する一方、北陸新幹線飯山駅に隣接する地理特性をいかし、土地利用の機能分担を明確にし、周辺環境に配慮しながら、計画的で秩序ある土地利用の誘導、規制を推進します。

オ 豊田地域（豊井地区、永田地区）

「故郷」の原風景を守り、観光資源と連携した農業の活性化を進めるとともに、定住を促進するため、自然環境及び農用地の保全と良好な居住環境形成をめざした土地利用を推進します。

【地域区分図】



中野市 × SDGs

SDGs は、平成 27 年（2015 年）年 9 月の国連サミットで採択された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人取り残さない」ことを誓っています。本市では、このような世界規模の目標を十分に踏まえ、総合計画の政策・施策の推進に取り組んでいきます。

 1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	 10 人や国の不平等をなくそう	国内および国家間の格差を是正する
 2 飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	 11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
 4 質の高い教育をみんなに	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	 14 海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	 15 陸の豊かさも守ろう	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
 8 働きがいも経済成長も	すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	 17 パートナリーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る		

